

令和 **3** 年度（2021 年度）

保育園等入園案内

甲 賀 市



甲賀市役所 こども政策部 保育幼稚園課

住所 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市役所 2 階

TEL 0748-69-2180 HP <http://www.city.koka.lg.jp/2031.htm>



令和3年度 保育園等入園申込書・支給認定申請書受付証



- ・この受付証は令和3年度入園申込期間内に申し込みをされた方に、受付印と受付番号を押印してお返ししています。
 - ・期間内に申込みされる方は、「令和3年度保育園入園申込・支給認定申請書」と「添付書類」をそろえたうえで、**この冊子**も一緒にご持参ください。
- ※兄弟姉妹同時に申し込みの方も、この冊子は**1冊**で結構です。

↓ここからは、受付時に受付者が記入しますので保護者は記入しないでください。↓

<h2 style="margin: 0;">受 付 印</h2>
受付場所 保育園

受付者 _____

受付番号			
申込児童名			
生年月日	年 月 日 (歳児)	年 月 日 (歳児)	年 月 日 (歳児)

本日付で、上記児童の入園申込・支給認定申請を受付しました。

提出された書類	父	母
就労状況証明書		
確約書		
自営の証明書		
母子手帳の写し		

※該当する提出書類に受付時にチェックします。

- 申込みに必要な書類はそろっていますので、保育幼稚園課からの連絡をお待ちください。
- 添付書類がまだですので、確約書を提出されています。添付書類 _____ が未提出
 ※10月23日(金)までに提出がない場合、確約書の点数で審査します。
 11月6日(金)までに提出がない場合、入園保留・支給認定却下となります。
- [父 ・ 母 ・ 入園希望児童] の個人番号が記入されていません。
 ※11月6日(金)までに記入のため再度**保育幼稚園課**へお越しく下さい。
 記入がない場合、支給認定事務が行えないため入園保留・支給認定却下となります。
- 今回の申込はあくまで受付です。入園が決定したわけではありません。
- 事務の集中により審査に時間がかかるため、11月頃から入園調整をし、支給認定及び入園申込の結果を12月下旬以降、決定した方から随時通知いたします。**
 事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

※土日を除く

受付
日時

令和2年10月1日(木)～10月13日(火)

8:30～18:00(ただし、1ページの開園時間内に限ります)

受付
場所

在園の方 ⇒ 現在通っている保育園等※

※転園希望の方は第1希望の保育園等または現在通園中の保育園等

※保育園等とは、保育園、認定こども園(長時部)及び地域型保育事業所のことです。

新規入園の方 ⇒ 第1希望の保育園等

(保育園等に未就園・令和2年度待機中の方も含みます)

【注意事項】

- ・この冊子をよく読み、保育の必要性の認定基準(4ページ参照)をご理解のうえ、必要書類とこの冊子、印鑑を持って、必ず上記期間内に申し込みをしてください。冊子に受付番号を記入します。
→あらかじめ2ページのチェック表で確認してください。
- ・毎年度、入園申込は必要です。現在在園中の方も、令和2年度待機中の方も、必ず申し込みをしてください。
- ・保育園等を利用するために「支給認定」を受ける必要があります。入園申込は支給認定の申請を兼ねています。
- ・上記期間以降に申し込みされた方は、入園できないことがありますのでご注意ください。年度途中(5月以降)入園をご希望の場合や出生予定のお子さんの申し込みも上記期間内に受付いたします。

【その他】

- ・通訳の必要な方は上記期間内に保育幼稚園課(甲賀市役所2階)へお越しください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の観点から今年度に限り郵送によるお申込みにも対応します。必要書類をご用意のうえ、保育幼稚園課宛に簡易書留もしくは特定記録にてご郵送ください。10月1日(木)～10月13日(火)の消印があるものに限り、受付期間内の申し込みとして取り扱います。
- ・FAXでの申し込みはできません。
- ・事情により上記受付場所に提出できない方は、下記「問い合わせ先」へお越しください。
- ・通常の申込受付時間に申し込みができない方のみ、下記日程で受付をいたします。

令和2年10月6日(火) 17:15～19:00 場所: 甲賀市役所2階 保育幼稚園課

令和2年10月13日(火) 17:15～19:00 場所: //

【問い合わせ先】

(月～金曜日 8:30～17:15 ※土日祝を除く)

甲賀市 こども政策部

土山地域市民センター

☎0748-66-1101

保育幼稚園課 管理係

甲賀大原地域市民センター

☎0748-88-4101

☎0748-69-2180




甲南第一地域市民センター

☎0748-86-4161

信楽地域市民センター

☎0748-82-1121




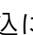

入園申込について

- ・ 保育園・認定こども園等一覧 ……P. 1
- 1 令和3年度 保育園等入園の流れ……P. 2
- 2 保育園とは ……P. 3
 -  入園対象児童の満年齢  ……P. 3
- 3 保育の必要性の認定基準 ……P. 4
- 4 入園申込に必要な書類  ……P. 5,6
- 5 保育認定と保育必要量について ……P. 6
- 6 保育時間について ……P. 7
- 7 入園・支給認定の審査について ……P. 8
- 8 入園承諾・支給認定後の留意事項 ……P. 9
 - ・ 令和3年度入園審査基準指数表 ……P. 10,11
- 9 年度途中の入園申込について……P. 12
- 10 広域入所について……P. 12
- 11 幼保一元化園(にこにこ園)について……P. 12
- 12 認定こども園について……P. 12
- 13 地域型保育事業所について……P. 12
- 14 休日保育について ……P. 13
- 15 アレルギー対応について……P. 13
- 16 離乳時期の食事について……P. 13
- 17 家庭保育のお願いについて……P. 13
- 18 入園前の家庭教育について……P. 13





利用者負担額について

- 19 利用者負担額について……P. 14
- 20 利用者負担額の算定について……P. 14
- 21 利用者負担額の納付……P. 15
- 22 利用者負担額の滞納……P. 15
- 23 子ども・子育て支援新制度
における法定代理受領について ……P. 15
- 24 利用者負担額の減免について……P. 16
- 25 令和3年度利用者負担額基準額表 ……P. 17
- 26 給食費(3～5歳児のみ) ……P. 18

その他


-  小学校通学区域別保育園一覧……P. 19
-  入園申込書・支給認定申請書の記入例…P.20,21
-  入園申込に行く前に  ……P. 22
-  入園申込等における個人番号(マイナンバー)
記入と本人確認書類提示のお願い…P. 23

甲賀市保育園・認定こども園等一覧（令和3年4月～） 年齢は令和3年4月1日現在

	保育園等名	該当年齢	利用定員	所在地	電話番号	保育可能時間（長時間保育・延長保育を含む）					運営主体		
						7:30	8:30	11:30	16:30	18:30		19:00	
水口地域	あいみらい保育園	6か月～5歳	270	水口町鹿深3番39号	69-6450	月～金 土		○	○			甲賀市	
	水口東保育園	1歳～5歳	120	水口町本町1-9-17	62-3808	月～金 土		○	○				
	伴谷保育園	6か月～5歳	220	水口町伴中山1014	62-2437	月～金 土		○	○				
	岩上保育園	6か月～5歳	90	水口町新城434	62-7479	月～金 土		○	○				
	柏木保育園	6か月～5歳	160	水口町植440	62-2770	月～金 土		○	○				社会福祉法人ひまわり会
	水口北保育園	6か月～5歳	180	水口町松尾1202-2	62-1085	月～金 土		○	○				
		貴生川認定こども園（長時部）	6か月～5歳	255	水口町三大寺2100	62-8188	月～金 土		○	○			
土山地域	土山保育園	6か月～5歳		土山町南土山甲417	66-0165	月～金 土		○	○			甲賀市	
	大野保育園	2歳～5歳	68	土山町大野461-2	67-0144	月～金 土		○	○			甲賀市	
甲賀地域	甲賀西保育園	6か月～5歳	110	甲賀町滝838	88-2242	月～金 土		○	○			甲賀市	
	甲賀北保育園	2歳～5歳	50	甲賀町神保2104	88-3660	月～金 土		○	○				
	甲賀東保育園	2歳～5歳		甲賀町大久保952	88-3268	月～金 土		○	○				
	甲賀西保育園南分園	2歳～5歳		甲賀町上野1320	88-2369	月～金 土		○	○				
甲南地域	甲南東保育園	2歳～5歳	70	甲南町寺庄718-1	86-2420	月～金 土		○	○			甲賀市	
	甲南西保育園	6か月～5歳	62	甲南町新治1095	86-3126	月～金 土		○	○				
	甲南南保育園	2歳～5歳	60	甲南町野尻231	86-3176	月～金 土		○	○				
	甲南希望ヶ丘保育園	6か月～5歳	120	甲南町希望ヶ丘4-1	86-6350	月～金 土		○	○				
	甲南のぞみ保育園	6か月～5歳	160	甲南町稗谷2838	86-0878	月～金 土		○	○				社会福祉法人甲南会
	こうなん保育園	6か月～2歳	60	甲南町野田555	86-0050	月～金 土		○	○				社会福祉法人美徳会
信楽地域	信楽保育園	1歳～5歳		信楽町江田969	82-0427	月～金 土		○	○			甲賀市	
	雲井保育園	6か月～5歳	80	信楽町牧873	83-0414	月～金 土		○	○				
	朝宮保育園	2歳～5歳	26	信楽町上朝宮611	84-0308	月～金 土		○	○				
	明照保育園	6か月～5歳	80	信楽町長野998	82-1053	月～金 土		○	○	17:00まで			社会福祉法人おさなご会

地域型保育事業所

						7:30	8:30	11:30	16:30	18:30	19:00	
水口地域	小規模保育園 ぱれっと園もとあやの	0歳～2歳 (0・1歳優先)	19	水口町本綾野566-1 アルブラザ内	78-0804	月～土			7:30から	18:30まで		株式会社ジッ セント・シップ
	家庭的保育室 水口幼稚園ひだまり	0歳～2歳 (2歳から優先)	5	水口町綾野 1-10	080-151 5-0329	月～金			8:00から	16:00まで		学校法人 近江聖書学園
	家庭的保育室 ぼのぼのクラブ	1歳～2歳	5	水口町北内貴 77	63-1200	月～金			8:30から	16:30まで		(株)水ロスポ ーツセンター
	家庭的保育室 つぼみ	0歳～2歳 (2歳は継続児優先)	5	水口町牛飼953	62-7634	月～金 土			7:30から	18:30まで		池村 真希

- ☆ 0歳児は満6ヶ月になる月の翌月から入園が可能です。
- ☆ ○印は、「原則的な保育時間（8時間）」です。この時間以外で、延長保育の時には別途料金がかかる場合があります（7ページ参照）。
-  にこにこ園（12ページ参照）の定員は、土山保育園は幼稚園と合わせて111人、甲賀東保育園は幼稚園と合わせて72人、甲賀西保育園南分園は幼稚園と合わせて55人、信楽保育園は幼稚園と合わせて106人となります。
- ☆ 申込人数がきわめて少ない保育園については、入園調整または休園等する場合があります。

1 令和3年度 保育園等入園の流れ

令和2年10月1日～13日

入園申込・支給認定申請

- ・①入園申込書、②必要な添付書類、③印鑑、④個人番号（マイナンバー）確認書類、⑤この冊子（受付印を押します）を持参の上、お申し込みください。
- ・申込受付期間を過ぎて提出された方は、入園・支給認定の結果通知が1月以降になります。

令和2年11月～12月

入園調整期間

- ・受入可能数を超えた保育園について、入園調整をします。
- ・入園調整の対象となる方には随時通知します。

令和2年12月下旬

入園承諾通知書・支給認定証の交付

- ・入園承諾通知書等と支給認定証を同時に交付します。
- ・事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

令和3年1月～2月

入園準備期間

- ・面接・健康診断など
- ・園により日程は異なります。



令和3年1月末まで

利用者負担額 算定

- ・資料の必要な方に入園決定後、別途通知します。
- ・詳しくは14ページをご覧ください。

令和3年2月末まで

利用者負担額 口座振替の申し込み

- ・金融機関へ期限までにご提出ください。
- ・継続児は提出不要です。

令和3年4月上旬

利用者負担額 決定通知（4～8月分）

令和3年9月上旬

利用者負担額 決定通知（9～3月分）

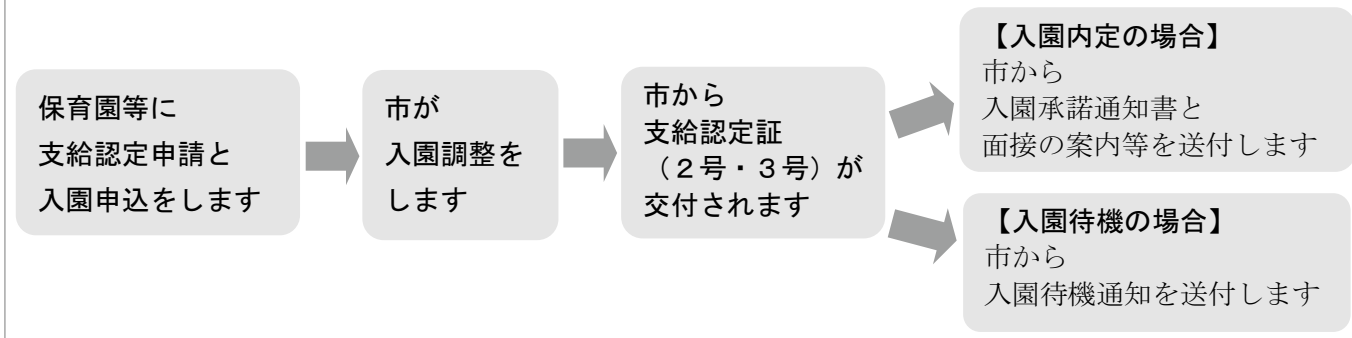
年度途中（5月以降）の入園の場合

- ・申込期間内に申し込みされた方には、12月下旬に内定通知または待機通知をお送りする予定です。期間外に申し込みされた方には、1月以降に随時通知いたします。
- ・5月入園の方は、4月入園の方と同時に集団での健康診断や面接を予定しています。
- ・6月以降の入園の方は、前月までに入園の再確認の連絡をし、前月中に面接および健康診断をしていただきます。
- ・利用者負担額は、入園月上旬に通知します（14ページ参照）。



Ⅰ 入園申込・支給認定の流れ

入園申込と併せて支給認定を申請します。在園の方も同様です。(6ページ参照)



2 保育園とは

保育園とは、保護者が働いていたり、病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です(児童福祉法第39条)。

したがって、保育園は家庭で保育のできない場合に入園できるもので、どのような家庭状況の児童でも入園できるということではありません。「下の子の育児に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「子どもが保育園に慣れてきてやめさせるのはかわいそう」などの理由だけでは入園できません。

○保育園に入園できる児童は、次ページの「保育の必要性の認定基準」に該当する児童です。

○甲賀市内の保育園は、入園対象児童と保護者が甲賀市に住民登録をしていることが必要です。

転入予定の方も申し込みができますが、入園月の1日時点で児童、保護者ともに転入していて、甲賀市の市民として登録されている必要があります。



入園対象児童の満年齢



5歳児	平成27年(2015年)4月2日生まれ～平成28年(2016年)4月1日生まれ
4歳児	平成28年(2016年)4月2日生まれ～平成29年(2017年)4月1日生まれ
3歳児	平成29年(2017年)4月2日生まれ～平成30年(2018年)4月1日生まれ
2歳児	平成30年(2018年)4月2日生まれ～平成31年(2019年)4月1日生まれ
1歳児	平成31年(2019年)4月2日生まれ～令和2年(2020年)4月1日生まれ
0歳児 (6か月以上児)	令和2年(2020年)4月2日生まれ～令和2年(2020年)10月1日生まれ ※令和2年10月2日以降に出生または出生予定の児童も申込可能です

※ 施設ごとに入園できる児童の年齢が決まっています。
詳しくは1ページの保育園・認定こども園等一覧で
確認してください。

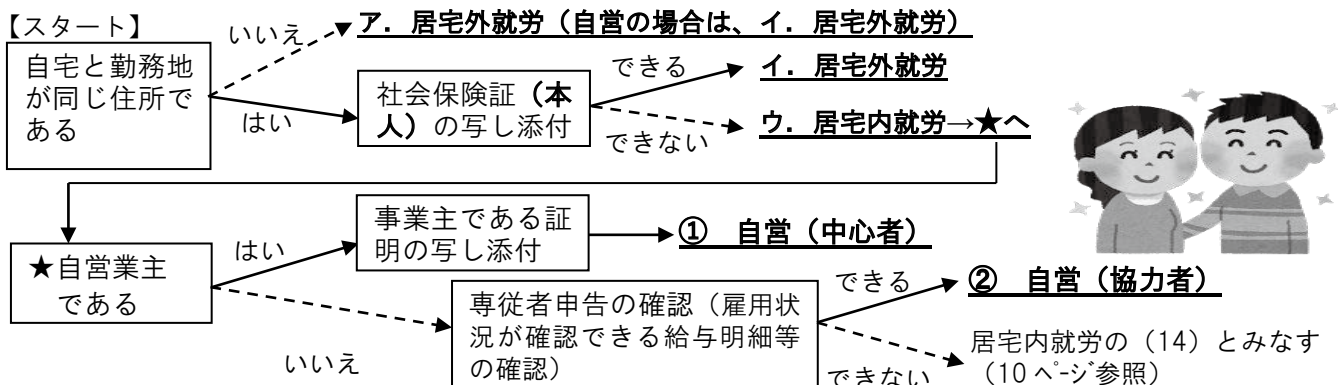


3 保育の必要性の認定基準

児童の保護者が、次のいずれかの事由に該当するため、保育できないと認められる場合に、保育認定を受けることができます。**※必要な書類は右ページの表をご覧ください。**

保育の必要な事由	基準	入園期間（目安）
就労 	○月48時間以上仕事をするを常態とし、収入がある ア・イ 居宅外就労 ：居宅外で仕事をするを常態としている <u>※給与等の対価があること</u> ウ・エ 居宅内就労 ：居宅内で児童と離れて <u>日常の家事以外の仕事</u> をするを常態としている （例：自宅での自営業・農業・内職など） ※居宅外・居宅内就労の判断基準については下図を参照	【就労期間】 
妊娠・出産 	○妊娠中であるかまたは出産後間がない ※出産前8週の属する月の1日～出産後8週を経過する日の属する月末までで、家庭で保育できない場合 （例：令和3年6月6日が予定日の場合 →入園可能な期間は、4/1～8/31の間です） ※多胎の場合は、産前14週から産後14週	【出産前後の期間】 
疾病・障がい 	○保護者が疾病もしくは負傷のため、または心身に障がいを有している	【病院の診断書、各種手帳等の期間】
介護等 	○親族が、長期にわたり疾病の状態にある、または心身に障がいを有し、児童の保護者が介護している	【証明書等の有効期限まで】
災害復旧等	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	【復旧期間】
求職活動等	○求職活動または起業の準備を継続的に行っている	【入園後3か月まで】
就学	○就学している	【在学期間】
虐待やDVのおそれ	○児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められる	【必要と認められる期間】
育児休業	○育児休業をする場合で、これまで児童が保育園等を利用しており、継続して入園が必要と認められる	【育児休業の期間】
その他	○産後翌月から6か月以内などで保育の必要な事由として市が認める場合	【必要と認められる期間】

■ 居宅外・居宅内就労の判断基準について ※内職・農業はお問い合わせください。



4 入園申込に必要な書類

- 入園申込の時に必要書類がすべてそろわないと受付できません。
- 訂正印が必要な場合がありますので、必ず印鑑をお持ちください。



保育園等入園申込書 … すべての申込児童に1枚必要です。記入例:20、21ページ
保育の必要な事由を証明する書類 … 左ページを確認の上、下表の書類等を添付してください。
印鑑 … 訂正印を必要とする場合がありますので、必ずお持ちください。
個人番号(マイナンバー)確認書類…23ページをご覧ください。
この冊子 … 受付印を押します。

☆がついているものは市の指定用紙があります

保育の必要な事由	添付が必要な書類
就労	(就労に見合う収入があること) ※無い場合は原則、保育の必要性を認めません
【会社員等】 ア. 居宅外就労 <small>(居宅外・居宅内就労の判断基準については、左ページ下参照)</small>	■就労状況証明書☆ ※ 日付・社印等ないものは無効です。 ※ 令和2年9月1日以降に発行されたもの。 ※ 2か所以上で就労している場合は合算します。 ※ 給与等の対価があること。 ※ 親族が経営者の場合、「社会保険証(本人加入で国民健康保険以外であること)」、「源泉徴収票」等を添付。
【自営業等】 イ. 居宅外就労 ウ. 居宅内就労 <small>(居宅外・居宅内就労の判断基準については、左ページ参照)</small>	①自営(中心者)… ■就労状況証明書☆ および ■事業主である証明の写し <small>(自営業主)</small> (事業所得のある直近の「確定申告書」、「営業証明」、「開業届」等) ■事業所の所在地が確認できる書類 ※ 保護者が農業等の中心者である場合は、自営業(中心者)と同様です。 ②自営(協力者)… ■就労状況証明書☆ および ■事業主の確定申告書の写し <small>(家族従業員等)</small> (専従者として記載されているもの)や源泉徴収票等 ■事業所の所在地が確認できる書類 ※ 親族が事業主(証明者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書」の添付が必要です。添付が無い場合、10ページ指数表の「居宅外就労の(6)」または「居宅内就労の(14)」とみなします。
エ. 居宅内就労	内 職… ■就労状況証明書☆ および ■家内労働手帳等の写し <small>(無い場合は、納品書や給与明細の写し)</small> 農業(協力者)… ■農業申立書☆ および ■事業主の確定申告書の写し <small>(専従者として記載されているもの)</small> ※ 農業(協力者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書」の添付が必要です。添付が無い場合、10ページ指数表の「居宅内就労の(14)」とみなします。 ※ 農業の場合、家内消費分のみ作物など収益を伴わないものは入園できません。
妊娠・出産、その他	■母子手帳の写し (父母名・出産予定日がわかるページ)
疾病・障がい	■医師の診断書の写し または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し ※ 診断書は発行日が1か月以内のもので、原則治療期間が明記されたものです。 ※ 有効期限までの入園承諾となるため、期限内に更新し、新しい診断書を提出してください。
介護等	■介護・看護の状況表(申立書)☆ および ■介護・看護スケジュール☆ ■医師の診断書の写し または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し ※ 有効期限までの入園承諾となるため、期限内に更新し、新しいものを提出してください。
災害復旧等	■罹災証明等 ※ 必要に応じてお問い合わせください。
求職活動等	■確約書☆ ※ 就労先が決定したら就労状況証明書を提出してください。
就学	■在学証明書 または ■学生証の写し(両面) ※ 期間がわかるものがが必要です。
育児休業	■就労状況証明書☆ ※ 復帰日が確認できること。



次のページにつづく…

※ 申込児童が生まれていない場合、母子手帳の写しを添付してください。

■ 添付書類についての注意事項

○事業主の都合等で「就労証明書」等の資料提出が間に合わない方・・・

受付期間内に一旦、「確約書（ピンク色の用紙：Bの内容）」で提出予定日を記入の上、入園申込・支給認定申請をしてください。就労証明書等が届き次第、申込書を提出した場所へ、**10月23日（金）までに提出**してください。以降の提出は入園基準に反映できません。**11月6日（金）までに提出がない場合は支給認定却下・入園保留となりますのでご了承ください。**

○前ページの書類以外にも、状況確認等のため追加で書類を提出いただく場合があります。

○必要な添付書類については、昨年から変更・追加しているものがあります。

○虚偽の内容または事実と相違がある申し込みをされた場合は、入園申込が無効となることがあります。

○入園時に就労をしていない場合は、「確約書」をご記入いただき、「就労状況証明書」等を提出されるまで、入園から3か月のみの支給認定・入園承諾となります。



5 保育認定と保育必要量について

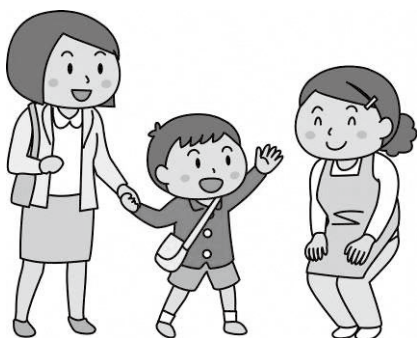
保育園等に入園するためには、市の「認定」を受けることが必要になります（支給認定）。

保育園、認定こども園（長時部）等については、審査で保育が必要と市が認めた場合、満3歳以上は「2号認定」、満3歳未満は「3号認定」を受けることができます。

さらに、保育が必要な時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」に分けて認定します。

これによって保育園等の基本的な利用時間や利用者負担額等が異なりますので、下表と次ページをよくご確認ください。なお、申請は入園申込を兼ねています。

保育の必要な事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間や通勤時間の関係で、保育を必要とする時間が通常保育時間※を越える場合	就労時間が短い場合や祖父母等の送迎が可能など、保育を必要とする時間が通常保育時間※を越えない場合 (通常保育時間※・・・8:30～16:30)
妊娠・出産	○	状況によって希望できる
疾病・障がい	状況による	状況によって希望できる
介護等	状況による	状況によって希望できる
家庭の災害等	○	状況によって希望できる
求職活動等	×	○
就学	状況による	状況によって希望できる
虐待やDVのおそれ	○	状況によって希望できる
育児休業	×	○
その他	状況による	状況による



- ・「保育の必要な事由」や状況が変わる場合、「保育必要量」の変更を行いますので、**必ず変更したい月の前月20日までに、「保育の必要な事由」を証明する書類と支給認定変更申請書を提出してください。**提出が遅れますと、ご希望月からの変更ができなくなりますので、ご了承ください。
- ・なお、認定は1か月単位で行い、月の途中からの変更や前月にさかのぼっての変更はできません。
- ・育休期間中は「保育短時間認定」となり、復帰月からは就労時間等により「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」となります。

6 保育時間について

保育利用可能時間については、市内の保育園等一覧（1ページ参照）のとおりです。（園によって時間が異なりますのでご注意ください）

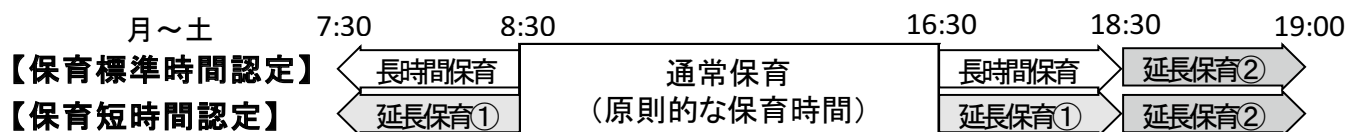
認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）によって、利用できる時間や形態が異なります。下の図・表をご確認ください。



「長時間保育」・「延長保育」の利用については、定められた時間の範囲内で対応いたします。入園申込・面接時に希望の保育園にご相談ください。なお、各保育園での申請手続が必要になります。申請は入園承諾後の面接時以降です。前年度から継続して入園している児童についても、毎年申請手続が必要です。

保育必要量と利用時間

（公立園の場合。私立園については別冊「幼稚園保育園等案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。）



利用時間とその内容

（公立園の場合。私立園については別冊「幼稚園保育園等案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。）

	内容	別途徴収
通常保育 (原則的な保育時間)	認定区分にかかわらず、ご利用いただけます。	
長時間保育 (7:30～8:30 16:30～18:30)	保育標準時間認定の方が、通常保育時間に送迎できない場合に、就労時間や通勤時間等で必要な時間に限り利用するもの。 ※ 最大11時間までは、延長保育料の別途徴収はありません。	なし 申請必要
延長保育① (7:30～8:30 16:30～18:30)	保育短時間認定の方が、長時間保育と同じ時間帯を利用するもの。 ※ 延長保育料（1時間150円）を別途徴収いたします。 徴収は各保育園が行います。 ※ 1分でも超えると1時間扱いとなりますのでご注意ください。 ※ 延長保育料の計算は、8時30分までの時間と16時30分からの時間で分けて行います。 (例：8時～18時まで利用の場合…150円×3時間扱い＝450円)	あり 申請必要
延長保育② (18:30～19:00)	認定区分にかかわらず18時30分から19時00分まで利用するもの。 ※ 実施している園のみ（1ページ参照） ※ 延長保育料（1回200円）を別途徴収いたします。 徴収は各保育園が行います。	あり 申請必要

※延長保育料は無償化の対象外です。

◆公立園の場合、利用者負担額がA階層またはB1階層の方は、申請により延長保育料が免除になることがあります。該当する方は、「延長保育料免除申請書」を保育園に提出してください。初回利用日を除き、さかのぼっての延長保育料の免除はできません。



次のページにつづく…

■ ステップ保育のお願い

新規に入園する児童については、集団生活への適応等を目的として、いわゆる「ステップ（ならし）保育」を実施しています。

年齢やこれまでの保育園経験等により異なりますが、入園承諾開始日から一定期間は、通常の保育時間よりも短い時間に限定して「ステップ（ならし）保育」をすることになりますので、お迎えの時間を早めていただく等のご協力をお願いいたします。

詳しくは、入園希望の保育園等へお問い合わせください。



7 入園・支給認定の審査について

令和3年4月1日時点における家庭で保育できない状況を審査し、入園決定・支給認定を行います。本市では公正な審査を行うために、入園審査基準指数をもとにした点数制で、点数の高い児童から順番に入園決定を行います。ただし、保育の必要性の認定基準を満たし、期間内（入園申込受付期間）に申し込みをされた方で、希望園の受け入れ人数に余裕がある場合は、点数にかかわらず入園調整いたします。《保育園等入園審査基準指数表（10、11ページ参照）》

入園申込受付期間内に申し込みされた方で、保育の必要な事由や状況等に変更がある場合は、10月23日（金）までに追加で提出されたものに限り、期間内申込分として取り扱います。ただし、その後退職した等、保育の必要な事由がなくなった場合は再度審査を行います。

審査後、入園が決定しますと入園承諾通知書、支給認定証、健康診断及び面接等の日程通知を発送いたします。申込後の流れについては2ページをご覧ください。

■ 特にご注意いただく点

- 入園申込・認定申請書に添付された資料で審査を行います。添付漏れがある場合は審査できません。
- 審査の結果、保育が必要でないと判断した場合は入園保留とし、支給認定を却下します。
- 定員を超える申し込みがあった場合、審査において指数表の点数の低い児童については、ご希望の保育園に入園できない場合があります。また、同点の場合は優先度の高い方から順番に入園調整・決定を行います。
- 入園申込書の「入園希望保育園」の欄で、第2希望園、第3希望園がどうしてもない場合は、「なし」と記入してください。ただし、必ず第1希望の保育園に入れるとは限りません。
「なし」と記入された場合で、第1希望の園に入れなかった場合は、他の園で調整はせず、「待機」とさせていただきます。
- 審査の段階で申込内容に虚偽があることが判明した場合は、入園を承諾しません。また、入園承諾後に虚偽が判明した場合は、入園承諾を取り消します。



児童の保育において、健康診断やその他必要な情報を、保健センター又は医療機関等から収集することがあります。その結果、医療行為等が必要な場合は事前に就園相談をし、入園調整をさせていただきます。



8 入園承諾・支給認定後の留意事項

入園承諾された方は、次のことについてあらかじめご了承ください。

また、該当する場合は直ちに保育幼稚園課、入園決定（内定）園、各地域市民センター（旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽）のいずれかにご相談もしくは届出をしてください。



1 入園を辞退される場合

入園承諾の開始月の前月まで（できるだけ早く）に「入園申込取下書」を提出してください。
入園申込取下書を提出しなければ、入園対象となり利用者負担額がかかります。

2 家族の状況等が変更になった場合

入園申込書に記入した内容や添付書類が変わるときは、変更内容によっては手続きが必要となります。保育幼稚園課又は園にご確認ください。

3 就労で入園承諾を受けているが、退職した場合

退職後、仕事先を探されている場合は「確約書」を提出してください。すぐに新しい仕事に就くときは「就労状況証明書」を提出してください。ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、入園承諾・支給認定を取り消します。

4 就労予定、就学等で期間限定の入園承諾の方や、転職等で就労形態が変わった場合

「就労状況証明書」等を提出していただき、入園期間延長の再審査を行います。就労の事由の方で、その時点で収入が確認できない場合、後日、収入の記載のある「就労状況証明書」等を提出してください。

ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど「保育の必要な事由」に該当しなくなった場合は、入園承諾・支給認定を取り消します。

5 有効期限のある添付書類を提出されている場合

診断書、介護認定証や受給者証など有効期限の記載されている書類を提出されている場合、当初の入園承諾・支給認定ではその期限までの期間となります。そのため、引き続き保育が必要となる場合は、更新後の各認定証等の写しを提出してください。

6 就労で入園承諾を受けているが、妊娠が確認された場合

「母子手帳（父母氏名のページと分娩予定日のページ）の写し」を提出してください。

産前産後休暇や育児休業を取得される場合は「就労状況証明書」に記入欄がありますので、再度職場で証明を受けてください。出産後退職される場合は、ご連絡ください。

7 育児休業中・復帰後に入園する場合

3・4・5歳児は、保育の必要性が認められれば、継続して年度当初からの入園が可能です。
 2歳児以下は、育休復帰の前月（復帰日が16日以降の場合はその当月）からの入園が可能です。

8 入園後、事情により退園する場合

退園する月の末日までに「退園届」を提出してください。電話や口頭だけでは退園できませんので、退園するときは必ず保育園等へご相談いただき、退園する月の末日までに手続きをしてください。

9 市外へ住所を変更された場合（転出）

保護者及び入園児童が市外へ住所を変更された場合は退園となりますので、転出日の月末までに退園届を提出してください。

★ 入園してから家庭等で保育できる状態になった場合（4ページの保育の必要性の認定基準に該当しなくなった場合）は退園していただきます。

★ 入園承諾期間終了後、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。

令和3年度入園審査基準指数表（基本点数表）

区分	保護者（父母等）の状況			指数		入園の期間	提出書類※2		
				父	母				
就労	居宅外就労※1	外勤・自営業	月20日以上 の就労	(1) 7時間以上の就労を常態	10	10	令和3年度内で保護者が希望する期間	<input type="checkbox"/> 就労状況証明書 ※ 経営者と親族関係が有る場合は下記書類の写しも添付 <input type="checkbox"/> 社会保険証 または <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 ※ 自営業の場合は下記の書類の写しも添付 【自営業主】 <input type="checkbox"/> 事業所得のある直近の確定申告、営業証明、開業届など、事業主である証明の写し <input type="checkbox"/> 事業所の所在地が確認できる書類 【協力者（家族従業員）】 <input type="checkbox"/> 専従者の記載のある確定申告や、源泉徴収票など、就労が確認できるもの <input type="checkbox"/> 事業所の所在地が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 農業申立書 <input type="checkbox"/> 専従者の記載のある確定申告や、源泉徴収票など、就労が確認できるもの <input type="checkbox"/> 就労状況証明書 <input type="checkbox"/> 家内労働手帳など	
				(2) 5時間以上の就労を常態	9	9			
				(3) 3時間以上の就労を常態	5	5			
		月16日以上 の就労	(4) 7時間以上の就労を常態	8	8				
			(5) 4時間以上の就労を常態	7	7				
			その他	(6) 上記以外で月48時間以上の就労を常態	4	4			
	居宅内就労※1	自営業	中心者	月20日以上 の就労	(1) 7時間以上の就労を常態	10			10
					(2) 5時間以上の就労を常態	9			9
			月16日以上 の就労	(3) 7時間以上の就労を常態	8	8			
				(4) 4時間以上の就労を常態	7	7			
		協力者	月20日以上 の就労	(5) 7時間以上の就労を常態	8	8			
				(6) 5時間以上の就労を常態	7	7			
			月16日以上 の就労	(7) 7時間以上の就労を常態	6	6			
				(8) 4時間以上の就労を常態	5	5			
農業等		中心者	※ 自営業中心者で記入してください。						
		協力者	月20日以上 の就労	(9) 7時間以上の就労を常態	7	7			
(10) 5時間以上の就労を常態	6			6					
月16日以上 の就労	(11) 7時間以上の就労を常態	5	5						
	(12) 4時間以上の就労を常態	4	4						
内職	(13) 月48時間以上の就労	3	3						
その他	(14) 居宅内労働のうち上記以外で月48時間以上の就労を常態	3	3						
・妊娠 ・出産	母：出産予定日の前8週から、産後8週の属する月の月末まで 父：配偶者が産後8週の属する月の月末までの期間内であつ、 配偶者が入院中など保育できないと認められる場合			8	8	左の期間	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（父母名・出産予定日の頁） <input type="checkbox"/> 配偶者の診断書		
保護者が の疾病	病気・負傷 心身の障がい	(1) 入院中・自宅療養で常時臥床	10	10	令和3年度内で全治までの期間又は令和3年度内で手帳のある期間	<input type="checkbox"/> 診断書（治療期間を明記）、各種認定証、受給者証の写し又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか			
		(2) 精神性・感染性疾患	10	10					
		(3) 特定疾患	8	8					
		(4) 一般療養中で安静を要する状態	5	5					
		(5) 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2・B1	10	10					
		(6) 身体障害者手帳3級、療育手帳B2	8	8					
		(7) 身体障害者手帳4級	5	5					
親族 の 看 護	在宅	(1) 重度心身障害者・介護保険要介護者の介護を常態	10	10	令和3年度内で全治までの期間又は令和3年度内で介護認定証等の有効期間	<input type="checkbox"/> 診断書（治療期間を明記）、介護認定証の写し又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しのいずれか <input type="checkbox"/> 介護・看護の状況表 <input type="checkbox"/> 介護・看護スケジュール表			
		(2) 週3回以上の通院・通所付添い(5時間以上)を常態	8	8					
	入院 ※配偶者・子に限る	(3) 常時付添いが必要な場合	6	6					
	その他	(4) その他、入院・入所・介護のため	5	5					
災害 復旧	(1) 火災等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たっているため ※ ボランティア活動は含みません。			10	10	令和3年度内で災害復旧が完了するまでの間	<input type="checkbox"/> 罹災証明書他 ※ 必要に応じて		
求職	(1) 求職活動又は起業の準備を継続的に行っている			2	2	3か月	<input type="checkbox"/> 確約書		
	(2) 求職活動又は起業の準備を継続的に行っている母子（父子）家庭			10	10				
就学	(1) 学校や職業訓練施設等に通っている（週4日以上）			8	8	在学期間	<input type="checkbox"/> 在学証明書		
育休	※ 年度内に復帰の場合は、就労と同じ指数です。			2	2		<input type="checkbox"/> 就労状況証明書		
その他	育 母：妊娠・出産の理由終了後、最長出産翌月から6ヶ月以内で保育が必要として市が認める場合				5	左の期間内で個別に対応	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（父母名・出産予定日の頁） ※ その他、診断書等理由に応じた書類		

※1 居宅外・居宅内就労とは、就労に見合う賃金等の収入がある場合をいいます。4ページの判断基準をご覧ください。

※2 該当する区分の提出書類を用意してください。詳しくは5ページをご覧ください。

令和3年度入園審査基準指数表（調整点数表）

条件			指数
父母の状況	ひとり親	母子・父子家庭で祖父母と	(1) 別居している場合 14
	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯の場合	(2) 同居している場合 13
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が同時に		(1) 2人申し込みされた場合 3
			(2) 3人以上申し込みされた場合 4
同居の祖父母等の状況	申込児童以外の児童が在宅しておらず、同居の祖父母（65歳未満）等が補完的な保育に当たれる場合（一人につき）		-2
継続児 （転園希望・内定児含む）	令和2年10月1日現在、市内保育園等に在園している児童（企業主導型保育事業を含む）		3
	令和2年10月1日現在、市内保育園等に在園している児童で特別支援を要する児童（企業主導型保育事業を含む）		4
就学前の配慮	就学前に配慮するため、3・4・5歳児で、希望する保育園が小学校区内である場合		5
幼稚園教諭・保育士等	保護者が市内幼稚園・保育園に幼稚園教諭・保育教諭・保育士として勤務する場合（企業主導型含む）	月20日以上かつ1日の勤務時間が5時間以上	12
		月16日以上かつ1日の勤務時間が4時間以上	8
		その他	4
入園時期	令和3年4月から入園する場合		4
その他	その他、緊急性が高いと認められる場合		10

■ 指数表について・注意事項

- ・ **基本点数表**について、「父母の状況」の点数は父母で20点満点とし、複数項目に該当する場合は、高い方の点数とします。ただし、居宅外就労・自営業の欄内のみ日数・時間を合算します。さらに、上記の調整点数については、該当する項目があればすべて加減算します。
- ・ **妊娠・出産の場合**、産後8週の属する月の月末を経過し、就労されない場合は、原則として家庭等での保育となります。ただし、育児休業を取得中の場合で、職場復帰予定日が明記された就労証明書の提出があれば、入園を継続していただくことも可能です。
- ・ **保護者どちらかの勤務先に託児所がある場合**、定員を超えて申し込みがあったクラス（0～3歳児）に申し込みされている方は、原則として託児所にて保育をお願いすることになります。
- ・ **就労が事由の場合**、就労に見合う収入があることを原則とします。就労証明を提出する時点で、働いていなくて収入の記載がない場合、後日、収入の記載のある「就労証明書」を提出してください。
- ・ **指数表の項目以外の事由について審査する必要がある場合**、別途審査するものとします。
- ・ **継続児**とは、市内の保育園に令和2年10月1日現在在園（内定）で、令和3年4月からも同じ保育園を希望している児童であること、または現在は第一希望の園ではないが転園希望の場合です。（待機の方は含みません）
- ・ **認定される「保育必要量」**は、保護者の事由や状況により異なります。保護者どちらかの事由が「保育短時間」の対象の場合は「保育短時間」の認定となります。（詳しくは6、7ページをご覧ください）
- ・ **甲賀市外居住の方の入園（管内広域入所）**については、市内居住者の選考後、希望する保育園の定員に余裕のある場合のみ入園可能とし、別途広域入所の必要性を検討します。甲賀市内居住の方の市外保育園への入園（管外広域入所）は、次ページをご覧ください。

■ 同点の場合の優先度 ※ 入園審査で同点となった場合は、優先度の高い方から調整します。

優先順位	優先度の項目
1	特別な支援を要する家庭（※1）、ひとり親家庭（※2）である場合
2	第一希望の保育園である
3	前年度入園していた継続児
4	兄弟姉妹が同時に入園する場合（※3）
5	就労日数・就労時間などの保育できない時間数が多い
6	利用者負担額（保育料）の滞納がない

- ※1 特別な支援を要する家庭とは、児童虐待防止の観点から、保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭のことをいう。
- ※2 ひとり親家庭とは、母子家庭、父子家庭、両親のいずれかが行方不明・拘禁・離婚調停・裁判中である場合をいう。
- ※3 兄弟姉妹同時入園として審査する施設は、子ども子育て支援新制度を実施している保育園、幼稚園及び認定こども園等とする。

同居の祖父母等の満年齢	
65歳	昭和30年(1955年)4月2日生まれ～昭和31年(1956年)4月1日生まれ
64歳	昭和31年(1956年)4月2日生まれ～昭和32年(1957年)4月1日生まれ

（令和3年4月1日現在）

9 年度途中の入園申込について

令和3年4月以降に、保育が必要になり、急遽申し込みされる方は、年度途中でも入園審査を行います。入園申込を各月月末までに受け付けた分について、翌々月以降の入園調整をいたします。

ただし、申込期間内に申し込まれた方で園の定員を満たす場合は、ご希望どおりの入園ができなくなりますので、ご了承ください。入園が内定しましたら、前月までに健康診断や面接のご案内をします。

10 広域入所について

広域入所とは、甲賀市に住所があり、保育の必要な事由がある場合で、保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育園等へ入園することです。入園の決定については、要件を審査し相手先市町村との協議の上、結果をお知らせします。保護者から直接保育園へ入園申込はできません。また、甲賀市内で入園可能な保育園がある場合は、広域入所はできません。

なお、広域入所は現在通園されている方でも、相手先市町村の事情により入園できないことがありますのでご了承ください。

広域入所を申し込まれた場合の決定時期は、相手方市町村の承諾書（不承諾書）の送付後になりますので、市内保育園よりも決定が遅くなるのが一般的です（2～3月頃）。

ご希望の方は、保育幼稚園課までご相談ください。

11 幼保一元化園（にこにこ園）について

幼保一元化園、通称「にこにこ園」では、幼稚園児と保育園児が同じ園舎やクラスで一日を過ごします。市内で4か所開園しています。保育の必要な事由がある場合は保育園へ、ない場合は幼稚園へ入園申込をしてください。（詳しくは4ページの保育の必要性の認定基準をご覧ください）。

12 認定こども園について

認定こども園では、幼稚園児（短時部）と保育園児（長時部）が共に、同じ保育室で同じ教育・保育を受けることができます。また、子育てに関わる相談や親子の集いの場を提供し、地域における子育て支援が行われています。保育の必要な事由がある場合は保育園（長時部）へ、保育の必要な事由がない場合は幼稚園（短時部）への入園申込をしてください（詳しくは4ページの保育の必要性の認定基準をご覧ください）。

13 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）について

地域型保育事業は、保育園より少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する事業で、甲賀市では小規模保育事業と家庭的保育事業があります。

小規模保育事業では、0歳児から2歳児を対象として定員6～19名までの規模で小規模な家庭的保育に近い雰囲気できめ細やかな保育を行います。

家庭的保育事業では、0歳児から2歳児の少人数（定員5人以下）を対象に、あたたかい家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。

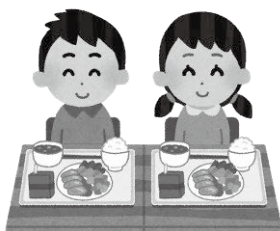
14 休日保育について

市内保育園等に入園している児童で、保護者が休日（日曜日及び国民の祝日）に仕事等で保育できない場合のために、市内の下記施設で「休日保育」を行っています。利用される方は、**前月15日までに**事前の登録と、利用申請が必要です。また、休日保育を利用される場合は、その代替に平日に保育園等を休んでいただきます。詳細については、保育幼稚園課までお問い合わせください。

- 実施施設 ※通常時、他の保育園等に通っておられる場合は、
あいまらい保育園 休日保育のみ実施施設へ通園いただきます。

15 アレルギー対応について

アレルギー対応が必要なお子様に対し、入園承諾書等を送付する際に「アレルギー疾患調査票」を同封します。その上で、お子様の健康や安全のため、アレルギーについて配慮が必要な場合には、「アレルギー疾患生活管理指導兼指示書」を園から保護者へお渡しし、主治医に記入していただき、保護者と面談の上、保育園での取り組みについて協議いたします。



アレルギー対応が必要なお子様は、「保育園等入園申込書」の「児童について特に心配な事柄」の欄へ、「有」に○をつけ、アレルギー名等を記入してください。記入がないと、アレルギー対応の協議が遅れるので、必ず記入をお願いします。

16 離乳時期の食事について

公立園において、離乳時期（6か月～おおむね1歳6か月）のお子様の食事（給食・おやつ）は、ご家庭で何度か食べたことがある食材を使って提供します（保育園で初めて食べた食材で、体調不良やアレルギー症状等を起こさないように配慮しています）。

入園内定後にお送りする、「0歳児・1歳児入園の保護者様へお願い」を必ずご確認ください、ご入園後、お子様がスムーズに園生活に慣れ、楽しく過ごしながら生活リズムを整えていけるように、ご理解、ご協力をお願いします。

17 家庭保育のお願いについて

年末年始以外の、土曜日や夏季盆休みなど保護者の保育が可能な場合には、家庭での保育にご協力くださいようお願いいたします。

18 入園前の家庭教育について

入園前にあわてたりしないよう、お子さんと向き合って、「一緒に○○しようね」「ゆっくりでいいよ」などと声をかけてあげることが大切です。入園前に生活リズムを整えたり、日ごろからお子様のことをよく観察したり、子どもの視点に立って考えることで、親子の不安が取り除かれます。

また、入園前の面接時に、心配なことを前もって園へ伝えることもできます。入園までのわずかな期間を、ご家庭で大切にすごしてください。

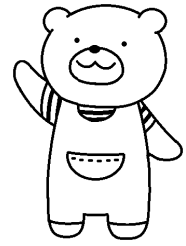


19 利用者負担額について

保育に必要な費用は、国、県および市の負担金ならびに保護者の負担する利用者負担額によって賄われています。

利用者負担額は、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになります。

公立施設・私立施設（認可）ともに、算定基準及び額は同じです。

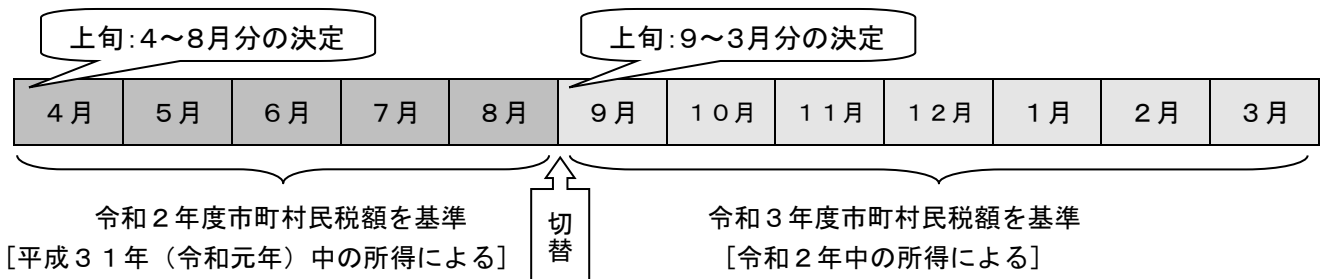


20 利用者負担額の算定について

原則として父母の市町村民税額を基準に、市が定める「利用者負担額基準額表（保育の利用）（17ページ参照）」に照らして、階層区分を認定します。

ただし、父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合、主宰者を含めて算定します。

令和2年1月1日または令和3年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。



※ 利用者負担額の算定における市町村民税額は原則として、所得割を指します。ただし、調整控除を除く税額控除を適用する前の金額です。

※ 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者変更となった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

※ 平成31年（令和元年）1月1日以降、海外赴任をされていた方、及び現在海外赴任中の方は、別途提出していただきたい資料がありますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

※ 世帯の状況により、年度途中に追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

◆寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻等をしていないひとり親家庭の方（事実婚は除く）が、市が指定した対象事業を利用する場合、寡婦（夫）控除があるものとして所得を計算し、利用料等の減額を行うものです（別途申請・審査が必要です）。

※ 審査の結果、みなし適用を行っても利用者負担額が減額にならない場合があります。

※ 市指定の対象事業の負担額算定等のみ用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。

※ みなし適用を継続して受ける場合は毎年申請が必要です。

※ 所得や世帯状況に変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

21 利用者負担額の納付

① 保育園の場合

原則として、利用者負担額の納付は各種公金と同様に「口座振替（自動振込）」としています。入園決定後に手続きいただき、その口座から、**毎月末日**（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）に振り替えます（手続きについては、後日お知らせします）。

② 私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

利用者負担額は利用する施設に直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

※ 請求は、入園申込書に記入いただいた代表保護者宛てに行いますが、納付義務は保護者等の扶養義務者にあります。

なお、**出欠に関わらず、その月に保育園に在籍していれば、1か月の利用者負担額がかかります。**

【口座振替可能な機関】

- ・滋賀銀行 ・関西みらい銀行 ・甲賀農業協同組合 ・滋賀県信用組合
- ・滋賀県民信用組合 ・湖東信用金庫 ・近畿労働金庫 ・グリーン近江農業協同組合
- ・京都銀行 ・ゆうちょ銀行（郵便局）



22 利用者負担額の滞納

利用者負担額を滞納された場合、**滞納処分（差押え等）**をさせていただくことがあります。

また、**利用者負担額を3か月以上滞納した場合は、退園していただくことがあります。**

なお、**令和2年度以前の料金を滞納されている方については、令和3年度の入園を見合わせていただくことがありますので、至急納付についてご相談ください。**

※ 滞納されている方には、事前の予告なく、園（送迎時）やご自宅を訪問することがあります。

※ 期限までに利用者負担額の納付がない方については、「甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例」に基づき督促状を発し、**督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。**

利用者負担額は、大切なお子さんをお預かりするのに重要な費用です。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

23 子ども・子育て支援新制度における法定代理受領について

子ども・子育て支援新制度では、保護者への個人給付を基礎としていますが、施設型給付費等を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり市町村から受領する仕組みとなっています（法定代理受領）。

各施設の公定価格は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

24 利用者負担額の減免について

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

市町村民税所得割額が57,701円以上(D2階層の一部～D8階層)の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、2人目の利用者負担額が基準額の半額、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部)、地域型保育事業所に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・幼稚園、認定こども園(短時部)に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、「利用者負担額基準額表(保育の利用)(17ページ参照)」の市町村民税所得割額が77,101円未満(B2階層～D3階層の一部)の方は、利用者負担額の減免を受けることができます(別途審査が必要です)。

減免を受けるには手続きが必要です。減免対象となる可能性がある方には、個別に通知する予定です。

- (1) 市町村民税非課税(B2階層)の世帯は、利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2) 市町村民税均等割のみ課税世帯(C12階層)と市町村民税所得割額が77,101円未満(C22階層～D3階層の一部)の世帯は、1人目の利用者負担が一部減免されます(減免後の額は17ページの「利用者負担額基準額表」参照)。また、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

◆多子世帯に対する減免について

次の要件にあてはまる場合、利用者負担額の減免を受けることができます。

- (1) 市町村民税所得割額が57,700円未満(B2階層～D2階層の一部)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2) 市町村民税所得割額が57,701円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

※ 「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。

たとえば勤務・修学・療養等の都合上別居し、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」とものとします。また、同一の家屋で暮らしておられる場合は、特段の事情がない限り、「生計を一にする」とものとします。

※ 年度を越えて利用者負担額を変更・減額・還付等することはできません。減免申請等は、今後ご案内する期限内に提出をお願いします。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額（月額） [単位：円]			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C12	市町村民税均等割のみ課税世帯（所得割の額のない世帯）	8,900 (3,800)	8,800 (3,800)	0	0
C22	48,600円未満	15,000 (5,400)	14,800 (5,300)	0	0
D1	市 48,600円以上 54,600円未満	18,000 (5,400)	17,700 (5,300)	0	0
D2	町 54,600円以上 60,600円未満	20,800 (5,400)	20,500 (5,300)	0	0
D3	村民税 60,600円以上 77,101円未満	24,000 (5,400)	23,600 (5,300)	0	0
	所得割 77,101円以上 97,000円未満	24,000	23,600	0	0
D4	97,000円以上 169,000円未満	36,000	35,400	0	0
D5	額 169,000円以上 247,000円未満	49,800	49,000	0	0
D6	課税 247,000円以上 301,000円未満	50,800	50,000	0	0
D7	世帯 301,000円以上 397,000円未満	53,800	52,900	0	0
D8	397,000円以上	69,900	68,800	0	0

- ※ 所得割課税額は、調整控除を除く税額控除（配当控除や住宅借入金等特別税額控除等）適用前の金額です。
- ※ 令和3年4月～8月分は「令和2年度市町村民税額」を、令和3年9月～令和4年3月分は「令和3年度市町村民税額」を基に算定します。
- ※ 年齢区分は、令和3年4月1日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えても、年齢区分は変わりません。
- ※ 保育標準時間、保育短時間の認定については、「保育認定と保育必要量の区分について（6ページ）」をご覧ください。
- ※ （ ）内の金額は、ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免を適用した場合の額です。利用者負担額の減免についての詳細は、16ページをご覧ください。
- ※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額を最高額「D8」に決定することがあります。

26 給食費（3～5歳児のみ）

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」について実費徴収となります。

※ 0～2歳児については主食費、副食費ともに保育料に含まれます。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額) [単位:円]	
階層区分	定義	主食費	副食費
A～D2の一部	市町村民 57,700円未満 〔77,101円未満〕	施設が 定めた額	0
D2の一部～D8	税所得割 57,700円以上	施設が 定めた額	施設が 定めた額

※ 公立保育園については主食費 300 円、副食費 3,200 円となります。

給食費の納付

① 公立保育園の場合

入園決定後に手続きいただいた口座から、毎月末日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）に振り替えます。

② 私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

給食費は「各施設が定めた額」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、3人目以降の副食費が免除（0円）になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園（長時部）、地域型保育事業所に在籍＜認可・認定施設に限る＞
- ・幼稚園、認定こども園（短時部）に在籍＜認可・認定施設に限る＞
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方（障害者手帳等をお持ちの方）がおられる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満（D3階層の一部まで）の方は、副食費が免除（0円）となります。

◆多子世帯に対する減免について

市町村民税所得割額が57,701円以上97,000円未満（D2階層の一部～D3階層）の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除（0円）となります。



甲賀市立小学校通学区別保育園一覧



※住所からみた小学校区です。保育園は、3・4・5歳児の就学前のみの範囲を記載していますので、2歳児以下で対象とならない園の記載はありません。

※この通学区は目安です。住所等からお子さんが行く予定の小学校（左欄）を確認し、それに対応する保育園（右欄）の場合、入園申込書の「小学校区である」に○をしてください。

小学校名	通学区	保育園名
伴谷小学校	水口町八田、水口町春日、水口町山の一部（桜ヶ丘、第四水口台を除く。）、水口町伴中山、水口町下山、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	伴谷保育園
柏木小学校	水口町泉、水口町北泉一丁目、水口町北泉二丁目、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町西林口の一部、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	柏木保育園
綾野小学校	水口町名坂、水口町本綾野、水口町八光、水口町梅が丘、水口町城東、水口町綾野、水口町日電、水口町城内、水口町本丸、水口町中邸、水口町南林口、水口町的場、水口町東林口、水口町西林口の一部、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町2丁目、水口町八坂の一部、水口町水口の一部、水口町笹が丘の一部	あいみらい保育園、水口東保育園、岩上保育園、水口北保育園
貴生川小学校	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町畑中、水口町牛飼、水口町三本柳、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、水口町貴生川3丁目、水口町貴生川4丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴	貴生川認定こども園
伴谷東小学校	水口町山の一部（桜ヶ丘、第四水口台）	伴谷保育園、水口北保育園
水口小学校	水口町今郷、水口町和野、水口町嶮峨、水口町新城、水口町中畑、水口町松尾、水口町秋葉、水口町元町、水口町京町、水口町高塚、水口町神明、水口町本町1丁目、水口町本町2丁目、水口町松菜、水口町隣、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町1丁目、水口町朝日が丘、水口町新町2丁目、水口町八坂の一部、水口町古城が丘、水口町水口の一部	あいみらい保育園、水口東保育園、岩上保育園、水口北保育園
大野小学校	土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原	大野保育園
土山小学校	土山町南山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町上野、土山町大澤 土山町黒溝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻、土山町大河原、土山町船河	土山にここ園（土山保育園） 土山地域全域
大原小学校	甲賀町磯野、甲賀町神、甲賀町大原上田、甲賀町大原中、甲賀町大原、甲賀町高居野、甲賀町相模、甲賀町大原市場、甲賀町高野、甲賀町拝坂	大原にここ園（甲賀東保育園）、甲賀西保育園
油日小学校	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町澹、甲賀町毛牧、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台	油日にここ園（甲賀西保育園南分園）、甲賀西保育園
佐山小学校	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐	甲賀北保育園
甲南第一小学校	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川の一部、甲南町深川市場、甲南町稗谷の一部、甲南町宝木、甲南町耕心1丁目から4丁目まで	甲南東保育園
甲南第二小学校	甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南町市原	甲南西保育園
甲南第三小学校	甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下馬杉、甲南町上馬杉	甲南南保育園
甲南中部小学校	甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町滝法師、甲南町野尻、甲南町野田	甲南西保育園、甲南南保育園
希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目まで、甲南町深川の一部、甲南町稗谷の一部	甲南希望ヶ丘保育園、甲南のぞみ保育園
信楽小学校	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑	信楽にここ園（信楽保育園）、明照保育園
雲井小学校	信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勸旨	雲井保育園
小原小学校	信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西	信楽地域全域
朝宮小学校	信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻	朝宮保育園
多羅尾小学校	信楽町多羅尾	信楽地域全域

【注意】この一覧の通学区は「甲賀市立学校通学区域規則」に基づいています。

令和3年度保育園等入園申込書（兼保育児童台帳）
及び施設費等支給認定（現況）申請書



提出日

令和 2 年 10 月 2

甲賀市長 あて

保護者の代表名を署名してください。この方に通知や利用者負担額の請求を送ります。

令和2年度中に市内の保育園に通園している方（入園が内定している方）は、「継続」に○をつけてください。今年度の申込希望園が、現在通園している園と違う場合は「転園」に○をつけてください。はじめての方は「新規」です。

新規	↓令和2年度に通っている（内定している）保育園名
○ 継続	●●●●●●●●●● 保育園
転園	保育園
入園申込人数	1人・2人・3人以上

代表保護者
氏名 甲賀 太郎
住所 〒528-●●●●●● 甲賀市水口町水口●●●●●● 春地●●●●●●マンション 202号
電話 自宅 86-8179
緊急連絡① 090-9999-9999 (母携帯)
緊急連絡② 0000-000-0000 (父携帯)

お子さんの園生活において、特に心配なことがあれば「有」に○をつけてください。発達について心配なこと、アレルギーの種類や病名など記入してください。

令和3年4月1日現在の年齢です。

入園児童
ふりがな 氏名 甲賀 光
性別 男
生年月日 平成 29年 1月 23日
令和3年1月1日の年齢 4歳
児童について特に心配な事柄 発達・アレルギー・病気等 無
アレルギー(卵・ピーナッツ)
療育手帳などお持ちの場合 無
障害の程度

記入もれ、署名押印（訂正印）の無いものは受付できません。
黒のボールペンで記入ください。消えるペンは不可。

入園希望保育園
第1希望 ●●● 保育園 希望理由: 自宅に近い・勤務先に近い (その他(保育時間が長いから)) (小学校区である・ない)
第2希望 ○○○▲ (甲賀) 保育園 希望理由: 自宅に近い・勤務先に近い
第3希望 △△△ 認定こども園 希望理由: 自宅に近い・勤務先に近い

保育を希望する期間 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで 保育必要量の希望区分 どちらかに○をつけてください 標 短

平日 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 送り者 父(母・祖父・祖母) その他
土曜日 時 分 ~ 求職活動・育休中の方は、保育必要量の希望区分を「短」、かつ「保育希望時間」を8:30~16:30までの時間で記入してください。祖父母が送迎に来られる等で、保育必要量が「短」でよい場合も同様に記入してください。

継続 必要とする
土曜日保育は通常時どうしても必要な方のみ記入してください。 疾病・ 就業
就業 就業 就業

母 就労 妊娠・出産 疾病・障がい 介護等 共働きのため
災害復旧 求職活動 就業 その他

入園希望児童の世帯員
（該当する□に✓）
と具体的な理由
単身赴任など別居中の父親や母親についても必ず記入してください。

区分	続柄	生年月日	年齢	性別	職業等 在籍校園名	就業時間 保護者除く	障害者手帳等 をお持ちの方は 障害の程度	個人番号 (マイナンバー)
入園希望児童	本人							1 1 1 1 * * * * * * * *
甲賀太郎	父	S55年 8月 8日	40	男	会社員			
甲賀めぐみ	母	S55年 10月 8日	40	女	パート			
甲賀未来	兄	H21年 4月 3日	11	男	××小学校			3 3 3 3 * * * * * * * *
甲賀あい	妹	H27年 8月 10日	5	女	××保育園(予定)			
甲賀一郎	祖父	S25年 4月 10日	70	男	入院中(〇〇病院)		身体1級	
甲賀次郎	叔父	S58年 3月 31日	38	男	会社員	9:00~19:00		0 0 0 0 * * * * * * * *

該当するところ○をつけてください
母子・父子世帯 有・無 在宅障害者 有・無 生活保護受給 有・無

同居の方を全員記入してください。
※別世帯・別棟であっても記入は必要です。
※記入のない場合で住所審査時に65歳未満の祖父母がいる場合、入園審査の指数表の調整指数で減点となる場合があります。

施設費等支給認定(現況)申請書の提出をします。
家主等その他の関係者を閲覧・照会し、その受診状況や発達相談・診察等の記録を収集・利用すること。

保護者の代表名を(上段の保護者)署名、押印してください。代表保護者と別の方では受付できません。また、署名押印のないものも受付できません。

代表保護者名 甲賀太郎

※注意:裏面も必ず記入してください。楷書ではっきりと書いてください。(黒のボールペンで記入してください。消えるペンは不可)

記入例

【家庭状況報告書】

保護者の状況を記入してください。
父または母がいない場合、理由に「〇印」を記入してください。

ますので、



※該当する欄に記入し、

項目	父の状況		母の状況		添付書類	
	父のいない場合の理由		母のいない場合の理由		父	母
	[死亡・離婚・その他 ()]		[死亡・離婚・その他 ()]			
就労 (育休含む)	居宅外就労	勤務先	〇〇〇〇	△△△事務所	・就労状況証明書 さらに、 ■自営(中心者)の場合は下記書類(写)も添付 ・開業届 ・営業許可書 他 ■自営(協力者)の場合は事業主の確定申告など専従者であることがわかるものを添付 ■自営の場合は事業所の所在地がわかるものも添付	
		所在地	大津市〇〇1丁目〇〇	甲賀市甲南町野田×××番地		
		雇用形態	常勤・非常勤・パート・自営業・()	常勤・非常勤・パート・自営業・()		
		勤務時間	月～金 8時 30分～ 17時 00分	月～金 9時 30分～ 15時 30分		
			土 8時 30分～ 17時 00分	土 時 分～ 時 分		
		就労日数	1か月平均 25 日	1か月平均 20 日		
		H31.1.1以降、海外赴任をしている場合、記入ください	平成 31年 9月 ~ 令和 2年 9月	年 月 ~ 年 月		
居宅内就労	勤務先	実際の勤務状況を記入ください		・就労状況証明書 ・農業申立書 ※いずれか一点 さらに、 ■中心者の場合は(写)も添付届可書 他 の場合は確定申告などであることを添付 場合は手帳を添付		
	所在地					
	雇用形態					
	経営区分					
	勤務時間					
就労日数			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
妊娠・出産、その他			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保護者の疾病・障がい	状態 (保護者病気・負心身に障がある)	その他具体的に		書(写)以内のもの 認定証(写) (写)し しか一点		
親族の介護・看護	介護を要する人 児童からみた続柄			・介護スケジュール表及び介護者の状況表 ・診断書(写) (1ヶ月以内のもの) または 介護保険認定証(写)等		
	傷病名					
	介護の状態	通院中(月 回)・施設通所(週 回)	通院中(月 回)・施設通所(週 回)			
		入院中(病院名:)	入院中(病院名:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		在宅(ねたきり 重度心身障害 他)	在宅(ねたきり 重度心身障害 他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
求職活動等の状況	就労先が (決定 ・ 未定)	就労先が (決定 ・ 未定)		・確約書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	決定の場合 年 月 日 から () に勤務予定	決定の場合 年 月 日 から () に勤務予定				
就学	就学先:	就学先:		・在学期間が記入された在学証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	就学時間:	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	就学期間:	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日			
災害復旧	災害の状況			・罹災証明他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	証明者・印	証明者 ㊟				

記入された「保育の必要な事由」によって、添付書類が異なります。
 詳しくは「入園申込案内」の入園申し込みに必要な書類（5ページ参照）をご確認ください。

記入例

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	番	この欄は事務処理用です。	れた住民票の写し
		身		2種類 ()



入園申込に行く前に



下記の書類等が揃っているか、記入押印漏れがないか、申し込み前にそれぞれの○または□にチェックし、確認してください。

<input type="checkbox"/> 申込書に押した印鑑を持ちましたか	
<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)記入に伴う本人確認書類を持ちましたか	23 ページ確認
<input type="checkbox"/> 保育園等入園申込書を申込児童につき1枚用意しましたか(押印1か所有)	必要事項はもれなく記入されていますか。
表面	
<input type="checkbox"/> 新規・継続欄	新規・継続へ○印。継続(転園)の場合は令和2年度在園名 ※ 令和2年10月1日現在で在園(内定)している場合
<input type="checkbox"/> 代表保護者欄	通知の送付先、利用者負担額の請求先となる代表保護者名
<input type="checkbox"/> 住所	市内の住所を記入。転入予定者は転入予定先を記入し、 現住所は下段へ記入(転入予定日を余白へ記入)。
<input type="checkbox"/> 電話、緊急連絡先	昼間に連絡のとれる電話番号
<input type="checkbox"/> 入所児童欄	氏名、ふりがな等を記入。(出産予定の場合は、「ベビー」と記入) 心配な事柄の有無いずれかに○印。 ※ 欄内に書ききれないときは任意用紙を添付してください。
<input type="checkbox"/> 認定者番号	支給認定を受けている場合に記入。不明な場合は無記入可。
<input type="checkbox"/> 入園希望の保育園欄	第3希望まで記入し、理由も記入。
<input type="checkbox"/> 希望する期間	令和3年度内の入園基準に応じた期間
<input type="checkbox"/> 保育必要量の希望	保育の必要な事由に応じた区分で希望される方に○印。
<input type="checkbox"/> 保育の必要な理由	該当理由にチェックし、具体的な理由を記入。
<input type="checkbox"/> 家庭状況欄	同一住所の家族すべて記入。65歳未満の祖父母等の就労 時間記入、手帳保持者の等級等の記入。 個人番号(マイナンバー)の記入について23ページを確認。
<input type="checkbox"/> 同意欄	申し込み代表保護者による署名押印
裏面	
<input type="checkbox"/> 父母の状況欄	理由に応じて該当項目に漏れなく記入。

<input type="checkbox"/> 保育が必要なことを証明する書類	※5ページを再確認してください。
<input type="checkbox"/> 就労状況証明書	勤務先の証明・社印押印 ※社員等の私印は不可です (自営業・内職・農業の方は、他に必要な資料も添付してください)
<input type="checkbox"/> 農業申立書	農業中心者の証明・押印
<input type="checkbox"/> 診断書(証明日が1か月以内のもの)又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証などの写し	
<input type="checkbox"/> 介護・看護の状況表(申立書)及び介護・看護スケジュール表	
<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	(父母氏名と出産予定日のページの写し)
<input type="checkbox"/> 在学証明書	(学校で在学している期間などの証明・押印)
<input type="checkbox"/> 求職活動の確約書	



- ★保育の必要な事由を証明する書類は、申込受付期間までに、児童1人につき1部を用意してください。
- ★2人目以降の児童についてはコピーを添付ください。ただし、確約書は児童1人につき1部必要です。
- ★保育園等へ行けない事情がある場合のみ、各地域市民センター(旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)、保育幼稚園課で受付します。
- ★この冊子は、お子様の入園決定後も保管しておいてください。

入園申込等における個人番号(マイナンバー)記入



と本人確認書類提示のお願い



子ども・子育て支援法施行規則の一部改正等により、保育園等入園申込書（兼支給認定申請書）および支給認定（現況）申請書等について、個人番号を記入いただくことが必要となります。

個人番号は、保育料算定・徴収および支給認定にかかる事務において利用します。記入いただくのは、保護者・入所を希望される児童・世帯員・同居の祖父母の原則全員となりますので、記入前にあらかじめご確認ください。

また、個人番号を使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認を行います。

本人確認では・・・

- ①正しい個人番号であることの確認（番号確認）と
- ②手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

本人確認書類の提示をお願いします。

- ① 番号確認 ※いずれか1つ
 - 1 個人番号(マイナンバー)カード
 - 2 通知カード
 - 3 個人番号付きの住民票または住民票記載事項証明書
- ② 身元確認書類 ※いずれかを必ず
 - 1 個人番号(マイナンバー)カード
 - 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他〔顔写真付きで官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から 1つ以上
 - 3 1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他〔官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から 2つ以上

★本人確認を行うのは、申込者等となる保護者（父または母）です。

★祖父母等といった、保護者（父または母）以外の代理の方が申込書を提出する場合は、代理の方の身元確認ができるものをご持参ください。また、任意様式の委任状の提出を別途求めることがあります。

※個人番号（マイナンバー）については、支給認定手続きの際に必要となりますので、必ずご記入ください。

ご不明な点は、表紙の問い合わせ先までお尋ねください。

こうか にん じゃ おん ど

甲賀忍者音頭

ニコニコニンニ ン ジャジャジャジャジャー(×2)

笑顔で☆



ふるさと甲賀 忍者のまちは
豊かな自然 あふれてる
鈴鹿の峰は 四季に映え
野洲川の水 キラキラと

(ソ!ソ!ソ!ソ!ソ!ニコニコニンニ)

1
ばん

ニンニ甲賀は 自然の郷よ
(ニコニコニンニ)みんなで踊りや 笑顔咲く
そ〜れドロンと(ドロンと) 笑顔咲く

ニコニコニンニ ジャジャジャジャジャー(×2)

たのしく!



ふるさと甲賀 忍者のまちは
歴史と文化 誇ってる
情緒漂う 街道に
光る匠の 信楽焼

(ソ!ソ!ソ!ソ!ソ!ニコニコニンニ)

2
ばん

ニンニ甲賀は 歴史の郷よ
(ニコニコニンニ)みんなで踊りや 夢を呼ぶ
そ〜れドロンと(ドロンと) 夢を呼ぶ

ニコニコニンニ ジャジャジャジャジャー(×2)

元気よく!!



ふるさと甲賀 忍者のまちは
恵みたわわに 突ってる
稲穂の波は 揺れそよぎ
茶の葉の緑 さわやかに

(ソ!ソ!ソ!ソ!ソ!ニコニコニンニ)

3
ばん

ニンニ甲賀は 恵みの郷よ
(ニコニコニンニ)みんなで踊りや明日が来る
そ〜れドロンと(ドロンと) 明日が来る

ニコニコニンニ ジャジャジャジャジャー(×2)



今◎、キレのあるステキな忍者音頭をひろうしてくれたのは“読書忍者・たぬ吉くん”です。
本をたくさん読みながら忍者の修行をしている、みならい忍者です!

